

補助金交付申請の手続きについて

○無資格者を雇用する予定がある場合は、介護保険課人材育成担当までご連絡ください。

※採用前に必ずご連絡ください。



松戸市：事前連絡

○以下の書類を松戸市役所介護保険課に提出

松戸市介護人材育成事業補助金交付申請書	松戸市介護人材育成事業費補助金所要額計算書
松戸市介護人材育成事業費補助金所要額調書	申出書兼法人情報提供に係る同意書
収支予算書	事業計画書
職場内研修計画書（任意様式）	債権者登録申出書 ※

※ すでに松戸市に登録口座がある場合は提出不要です。その場合は振込先を確認しますので、一度お電話ください。



松戸市：書類の審査、市税等納付確認、補助金交付決定（却下）通知書の送付

○補助金交付決定通知書の受取後、事業開始

○無資格従事者の有期雇用期間（210日以内）終了後、以下の書類を提出

松戸市介護人材育成事業補助金実績報告書	松戸市介護人材育成事業補助金実績額計算書
松戸市介護人材育成事業補助金実績額調書	有期雇用就業規則
収支決算書	初任者研修受講料振込完了用紙の写し
無資格従業者の履歴書の写し	（事業所が支払ったことが分かるもの）
有期雇用採用通知の写し	出勤簿（勤務表）の写し
初任者研修修了書の写し	研修参加記録簿（任意様式）
貸金支払台帳の写し	請求書
雇用契約書（正規雇用または有期雇用を継続する場合）	雇用状況報告書